

たまつぱり

報

人口と世帯数
 49年1月1日現在
 (単位・戸、人)
 総人口 13,943人
 男 6,824人
 女 7,119人
 世帯数 3,072戸

(毎月1回発行) 発行人町長 坂本 常蔵 昭和38年 1月23日 第三種郵便物認可
 印刷所 さんゆう社印刷 定価10円

正 賀



静かな年明け



明るい
町づくり

あけましておめでとうございます。
 輝しい一九七四年の新春を町民の皆様と共に祝いできましたことを
 を衷心よりおよろこび申し上げます。
 昨年は町の発展と福祉の向上に微力を傾注し、皆様方の特段の御協
 力により玉造町も一段と飛躍してまいりました。年頭にあたり厚く
 御礼と感謝を申し上げます。本年も皆様方のなお一層の御協力をお
 願い申し上げます。
 事業の推進につきましては玉造町振興計画に基づきまして、昨年完
 成いたしました給食センターの運営を更に効率化するとともに、児
 童の体力の向上を期するため小学校屋内運動場、プールの建設、玉
 造中学校防音改造工事等教育施設の充実をはかってまいります。
 農業振興につきましては、経営の基盤であるほ場整備を推進し農業
 経営の安定をはかり、農村の環境整備につきましては、田園都市建
 設事業の大型化といふべき農村環境整備事業により環境の整備をす
 すめたいと存じます。
 産業発展の要素である道路の整備につきましては、集落から集落を
 結ぶ幹線道路の改良舗装も関係地区皆様方の協力により八十五パー
 成し、舗装工事につきましては本年も一万人実施の計画であります。
 日常生活の向上をはかるべく水道事業につきましては、すでに完成
 した玉造中央区簡易水道、手賀共同給水組合、建設中の泉区と共に
 今後小座山地区、玉川区全域を含み広域的に推進したいと存じます。
 社会福祉充実のた遅れは経済成長の谷間として指適されたいと存じま
 すが、国の施策にのっとり、更に福祉の向上につとめてまいります。
 明るい町づくりのため、本年も玉造町の発展に努力いたしますので、
 皆様方の冷静なる判断をお願い申し上げますと共に、なお一層の御
 支援と御協力を重ねてお願い申し上げます。年頭のあいさつとい
 します。



十二月第四回定例議会

予算総額十億円突破

二十歳未満在宅重度心身

障害児に月額二千円支給

昭和四十八年玉造町議会第四回定例会は、十二月二十五日午前九時から役場議場で開かれ、町政一般に関する質問に続き、十二議案について審議し、いづれも原案どおり可決しました。

- 一、玉造町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。
- 二、昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例について。
- 三、人事院勧告に基づき三月支給分を分けて十二月期末手当と合算して支給することとなりまし。
- 四、玉造町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。
- 五、人事院勧告に基づき現行の車賃、宿泊料が昭和四十九年一月一日から改正となります。
- 六、玉造町簡易水道新設となりまし。
- 七、玉造町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。
- 八、玉造町振興計画の一部改定について。
- 九、玉造町立玉造小学校屋内運動場新築工事請負契約について。
- 十、昭和四十八年度玉造町一般会計補正予算について、条例改正による増、負補交付金、社会教育関係では工事請負費等が主で四千九百九十三万四千円を補正し、予算の総額は十億四千九百九十七万一千円となりました。
- 十一、昭和四十八年度玉造町国民健康保険事業特別会計補正予算について。
- 十二、玉造町立玉造幼稚園防音改築（躯体）工事請負契約について。



桜井 勘重氏

玉造中央公民館長に 桜井 勘重氏 就任

いままで教育長が公民館長を兼任されていましたが、今年一月一日現在で、羽生出身の「桜井勘重」氏が就任になりました。利用度の多い公民館であるため、毎日館長の姿があることによつて運営、利用者にも明るさもひとさわです。

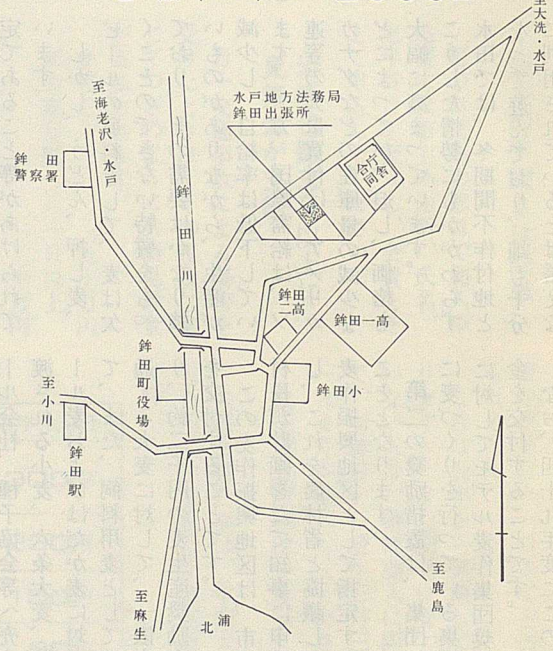
世界の願い 交通安全

あせってる 今があなたの 赤信号
止まります 待ちます 車のきれるまで
きをつけよう まいにちとおる みちだけど

玉造登記所

惜しくも鉾田に統合決定 (3月1日鉾田登記所で出発)

水戸地方法務局鉾田出張所案内図
所在地 茨城県鹿島郡鉾田町鉾田1444番地
電話 (0291) 2-2600番



現在の玉造登記所は、発足以来八十余年の長きにわたり登記事務の一切を取扱われてきました。かねてより統合の話しが進められ、このほど水戸地方法務局鉾田出張所に統合し、玉造登記所は、廃止されることになりました。

玉造登記所での登記事務取扱いは、二月二十八日をもって終了されることとなります。三月一日からは、案内図のとおり、鹿島郡鉾田町の官庁街に新築された近代的な庁舎で登記事務を取扱うことになりました。

このことについては、反面遠距離になるなど、玉造住民にとっては不便になる面がある。このため、議会、農業委員会なども歩調を合わせて「反対」の意志表示をしてきた。しかし、他の町村の登記所の統合が進み、永い間の延期も、国の統合計画の最終的段階にいたり、このたび統合されることになったものです。

なお、毎月一回登記相談が開設されることとなりますのでご利用ください。この登記



相談のくわしいことについては後日あらためてお知らせいたします。

生活安定対策の方向

中東諸国の石油供給削減戦略に端を発して起こった物価の高騰は、生活に大きな不安を与えています。

県では、こうした異常事態に対応するため、さきに「生活安定緊急対策推進本部」を設け情報の収集やその実態調査にあたりました。政府においても、国民生活に影響の大きい部門への石油製品のあつせん等、具体的な動きがみられるようになり、県でもこれを受けて、農林水産・商工・建設等の資材や福祉・教育施設に対する燃料のあつせんなどにあたりました。

しかし、これまでのようにゆたかな供給は望めそうになく、物資不足はなお長期にわたるものと思われま。

県がすすめている生活安定緊急措置は、大要つぎのとおり

- 設置場所
 - 茨城県商工労働部商工企画課
 - 茨城県石油商業組合
 - (水戸市泉町三ノ四 水府自動車ビル内)
- テレホン・サービス
 - 物資の流通状況を中心に知らせ、消費者の迷惑や、ゆわれない不安を鎮め、物資の正常な流通の確保。
 - 石油製品あつ旋相談所の開設
- 私書箱一〇〇号の設置
 - 物資不足、物価高騰に関する消費者からの苦情や、不満などを受け、業界指導の指針にする。
 - 左のように宛名を書き手紙でもハガキでも気軽に、お出しください。

ハガキの書き方

郵便はがき

〒310-0101

水戸郵便局
私書箱第100号
茨城県庁御中

行方郡玉造町甲一―
玉造太郎

311135

みんなで助け合う 交通災害共済

家族そろって加入を

身近に接してはじめて知る交通事故の恐ろしさ。昭和四十二年六月に発足した交通災害共済も六年目を迎えます。現在当町で加入している方は二千八百四十八人おります(昨年十二月末現在数)が、まだ加入されていない方はぜひ家族で加入されるようおすす

身近に接してはじめて知る交通事故の恐ろしさ。昭和四十二年六月に発足した交通災害共済も六年目を迎えます。現在当町で加入している方は二千八百四十八人おります(昨年十二月末現在数)が、まだ加入されていない方はぜひ家族で加入されるようおすす

申込期	申込期間	一般	中学生以下
第1期	4月1日～6月29日(年度前申込を含む)	500円	300円
第2期	6月30日～9月29日	380円	230円
第3期	9月30日～12月30日	250円	150円
第4期	12月31日～3月31日	130円	80円

加入の手続きは簡単

町の町民室の窓口で加入申込書に世帯主の住所、氏名、生年月日を記入し、会費をそえて申込んでください。

治療日数三日以上に見舞金が支給

万一交通事故による傷害を受けたときは、その程度に応じてつぎのように共済見舞金が支払われます。

- 死亡 五十万円
- 治療日数一八日以上 十万円
- 治療日数一五一年以上 七万円
- 治療日数一二日以上 五万円
- 治療日数九一年以上 四万円
- 治療日数六一年以上 三万円
- 治療日数四一年以上 二万円
- 治療日数八日以上 五千円
- 治療日数三日以上 二千円

加入期間が統一

いままでは加入期間が申込んだ日の翌日から一年間でしたが、今年の四月一日から、

野鳥を守ろう

野鳥は害虫を食べて作物や緑を守り、人のやさしい心を生み、心の疲れをいやし、貴重な文化財でもあります。可愛がって保護しましょう。

この捕獲は四通に分けられます。

- (1) 有害駆除による
- (2) 学術研究のため
- (3) 愛玩飼養のため
- (4) 狩猟による

狩猟をするには県が行なう狩猟者講習会に受講されて審査に合格し、知事の許可を受けなければなりません。

一般の野生鳥獣を飼養する場合にも、飼養許可が必要であり、一世帯に三羽(頭)まで許可されます。

この許可に関する申請および鳥獣保護事務は、鹿行農林事務所(銚田町)で取り扱っています。なお、自然保護の一環である野生鳥獣保護対策上、保護鳥の飼養は、できるだけ、ご遠慮ください。

たまつり

民俗資料

提げ煙草入れ (20)

きざみ煙草を入れる方は、「吹」と言い、煙管(キセル)を入れる方は「筒」といいます。根緒を、吹と筒へ結わいつけて中に根じこめといつて硝子玉か、ツイシ(うるしを固めた玉)とかメノのような物を通します。

又、吹には口金と言って金属へ彫刻したものを裏金に合

麦作振興緊急対策事業

国際的な麦類をはじめとする穀物の需給ひっ迫の情勢から、国内産麦の生産の振興をはかるため、国は、

- ① 麦作振興地区を設定し、その地区内で生産販売する麦について一俵(約六十粒)約二千円の奨励金を交付することとする。
- ② 麦作振興地区内において、機械化体系等による作業の受委託、期間借地などによって、五ヘクタール(五町歩)以上を耕作する集団に対しては、二十万円以上の麦作集団奨励措置を講ずることとする。

この緊急振興対策事業は四十九年産麦から五ヶ年間実施されますが、この事業を円滑にするため、四十八年度中に麦作振興予定調査地区(当町もこの予定地区になっていました)及びモデル麦作集団の希望調査を各市町村農業団体の協力を得て実施しています。これらに要する経費は千四百万円ですが、うち市町村推進費は九百六十八万円となっております。

麦の作付面積は、近年著しく減少の度を深め四十八年産の四麦の作付面積は、十五万五千ヘクタール(全国)で、前年にくらべ約三十割減少しています。当町では四十八年産二九八ヘクタールで前年(五六〇ヘクタール)に比べ五三%減となっております。

減少の理由としては、作付規模が零細で収益性が低いこと、水稲などの夏作物との作期が重複していること、収穫時の長雨等により収量が不安定であること等があげられています。

しかし、うどん、押し麦、ビールの原料として、麦は欠くことのできない特質をもち、その需要はかなり強いものがあるが、生産が減少し、自給率は低下しています。一方、国際需給は、ソ連等の大量買付け、アメリカカナダなどの在庫量の減少などによってひっ迫し、価格も大幅に高まっています。

こうした情勢にもかかわらず水田では、冬期間不作付地となつて遊んでおり、畑も十分に利用されているとは言えない状態です。

このような麦をめぐる諸情勢に対応して、国でも緊急に麦作振興を行うこととして、麦作緊急振興対策に必要な経費を四十九年度予算として考慮しています。この予算は、四十九年産の小麦、六条大麦、ビール大麦、はだか麦の四麦を対象として次のような奨励措置を行うためのものです。

その一つは、現在も麦が作付けられており、今後も麦の生産が行われると見込まれる地区を、都道府県知事が、麦作振興地区として指定し、指定された地区において、来年の初夏に収穫され、政府、ビール会社、種子協会等へ売り渡される小麦、六条大麦、ビール麦およびはだか麦に対して、また、飼料用麦として流通する大麦に対して、一俵当り、約二千円の麦生産奨励金を交付することです。

この麦作振興地区は、市町村長が計画をたて知事に申請し、これを農林省と協議して麦作振興地区として指定することとなります。

第二の奨励措置は、集団的に麦づくりを行っている集団に対してモデル麦作集団奨励金を交付することです。

なお、四十九年度にこの対

霞ヶ浦水質保全対策

工場排水処理対策事業

昭和四十八年十一月一日に改正した公害防止条例では、霞ヶ浦の水質を保全するため、霞ヶ浦周辺に立地している飲料製造業、調味料製造業、畜産食品業、農産保存食品製造業、澱粉製造業、電気メッキ業などの企業に、より厳しい上乗せの排水基準を適用することにしました。

この排水規制の基準を達成するには、高度の排水処理等の専門家に業務種別の技術指導を実施することになりました。

① 有機性排水関係
② 無機性排水関係
とそれぞれ業種別に月二回の巡回指導や技術相談日の開設講習会研修会を開催して指導改善をはかることにしました。

この結果、施設の新設、移転、改善など必要な場合は、「霞ヶ浦流域水質汚濁防止施設資金」により融資のあっせんを行うとともに、経営負担の軽減をはかるため、四・五割の利子補給をして実質利率を三・〇割とする制度が設けられました。

季節の話

寒のうち

六日は「小寒」寒の入りです。冬至が過ぎて十五日目がこの日に当り、この日からさらに十五日目が「大寒」(二十日)に当たるわけですが、大寒を前にして寒さはぐつと加わってきます。

この大寒からさらに十五日目の節分(二月三日)までの三十日間を「寒」といいます。

寒という字を見ただけでも鳥肌が立つという人もいますが、年によっては畑の作物に影響するほど暖かい年もあったように、その日が来てみなければ陽気のことはわかりません。

この寒の内に行われる風習や行事はいろいろありますが、寒中水泳や寒げいこのほか、寒まいるは日本独特なもののようにです。こうした風習は、寒さに耐えて、じつとしているだけでは運動不足で病気になるだけかというところから「寒」に立ち向い、身心を鍛練しようとする先人が考えた生活の知恵と申せましょうか。

一方、この季節は、寒たまたご寒ぶり、寒ぶな、寒しじみなど脂肪がのつて、特においしくなるときです。

国体ガイド

行進組曲「魁」

軽快な行進曲にのって、カラフルな各県役員選手団の入場。茨城国体開会式のハイライト・入場行進には、行進組曲「魁」(さきがけ)が使われます。

この「魁」は、茨城の民謡常磐炭坑節・磯節・網のし唄をとり入れたものを核とし、全国各地の代表的民謡を素材としたブロック単位の組曲形

地方税法

◎課税物件

土地の保有と土地の取得で、土地の保有に対しては昭和四十四年一月一日以後に取得された土地、昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について有償、無償を問わず課税されます。

◎納税義務者

土地の保有については昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の所有者が納税義務者でまた土地の取得については昭和四十八年七月一日以後取得した土地の所有者です。

◎課税標準

土地の取得価額、売買した土地にあつてはその売買の金額、売買の手数料、その他売

買に要した費用を加えた金額が課税標準となります。

◎税率

① 土地の所有に対しては百分の一・四割

② 土地の取得に対しては百分の三・〇割

◎税額の計算

① 土地の保有については課税標準額に百分の一・四割を乗じた額からその土地の固定資産税額を差引いた額が税額です。

② 土地の取得に対しては課税標準額に税率百分の三・〇割を乗じた額から不動産取得税を差引いた額が税額です。

◎免税点

町村は同一の者が町村内にある保有分については一月一日現在に保有する土地の合計面積が一〇、〇〇〇平方メートル(約一町歩)以内と取得分にあつては一月一日前一年以内に取得した土地の合計面積一〇、〇〇〇平方メートル(約一町歩)以内の場合は課税されません。

無料相談所

交通事故

お気軽にご利用ください。

鉾田生活福祉
事務所内
茨城県鉾田地方交通
事故相談所

特別土地保有税(新設)

48年度より(取得分)

49年度より(保有分)

地方税法

◎課税物件

土地の保有と土地の取得で、土地の保有に対しては昭和四十四年一月一日以後に取得された土地、昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について有償、無償を問わず課税されます。

◎納税義務者

土地の保有については昭和四十四年一月一日以後に取得した土地の所有者が納税義務者でまた土地の取得については昭和四十八年七月一日以後取得した土地の所有者です。

◎課税標準

土地の取得価額、売買した土地にあつてはその売買の金額、売買の手数料、その他売

生活の合理化を考える

鹿行地区・研究集会

去る十二月十四日、玉造中央公民館で鹿島、行方郡婦人連絡会が主催した「生活の合理化を考える研究集会」が開かれました。

最近の社会、経済の変動による日常の家庭、社会生活への深刻な問題に対し、家庭生活の中心となって活躍している主婦による研究集会を開催し、当面する諸問題に対処す



研究集会風景

児童手当

支給対象となる児童の範囲が広がります

児童手当は、昭和四十九年四月から、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されることとなります。

- 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であること。
- その人の収入が、一定の額(たとえば、扶養親族五人の場合二百六十八万円)以下であること。
- この額は、ことしの六月から引き上げられる予定ですが、満たないこと。
- これまでは三人以上の児童のうち、昭和四十八年四月一日現在で十歳未満の児童(昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童)がいることが必要でしたが、ことしの四月からは、その範囲がひろがって三人以上の児童のうち、義務教育終

了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)があれば支給されるようになります。

なお、盲学校、ろう学校、養護学校の中学に在学する児童や就学義務を免除または猶予されている児童については、十八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。

このように児童の範囲が広がりますので、現に児童手当の支給を受けている人でも四月からその額がふえることとなる場合があります。またこの児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。該当のある家庭では、おそくも三月末日までに印かん・保険証等を持参して町の福祉係へ届を済ませてください。この手続きが遅れますと四月分から支給を受けることができなくなり請求をした月の翌月からとなりますので、手続きは早めにして下さい。

手当の額は

児童手当の月額額は、ことしの四月から、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降であつて、義務教育終了前の児童一人につき、三千元となります。

注意!!

にせ税理士

まもなく所得税の確定申告期になりますが、この時期になりますと、税務書類の作成などを依頼したいという人が多くなると見込まれて、税理士の資格のない人が、申告書の作成などの仕事をする人があ

ります。

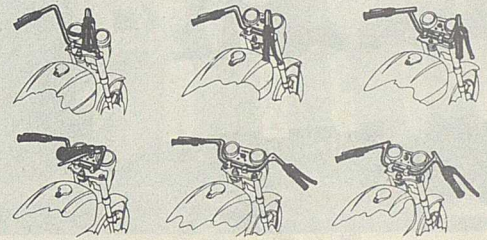
このように法律に違反する「にせ税理士」は、納税者のかたに迷惑をかけることが多いので、税務署等でもきびしい態度でのぞみ、これを取り締まっております。

にせ税理士を横行させないためには、納税者のみなさんに十分注意していただくとともに税務書類の作成などを依頼するときは、正規の税理士であるかどうかをよく確かめてにせ税理士に依頼などしないようにしてください。

なお、毎月五・十五・二十五日(日曜や祝日のときはその翌日)を税の相談日として税務署では相談に応じています。

二輪車の変形ハンドルは法令で使用が禁止されています

1. 罰 則…3ヵ月以下の懲役又は3万円以下の罰金
2. 違反点数…2点
3. 反 則 金…5,000円
4. 変形ハンドルの例



短

歌

孫連れて朝々通ふ散歩道日毎いろづく柿の実数ふ

幾歳月咲きつきにけむ老梅のみおや福ふる頌徳碑のもと

枯れ草のつゝく野の果て森影は冬かげろうの中にしづもる

逆光の中に飛び交う椋鳥の孤を画く翼輝きており

暮れなづむ庭の落葉を掃き集め焼く大みだして椶の実爆ぜぬ

雁がねやゆくかた冥き岸の辺の母の葦こそ宵は思ゆれ

空の下そして土の上頭骸骨は肉体全体のなかに溶け込みはじめた

この稲が穂孕む頃は溜れて居し川あぶれ行く秋の落ち水

善 意

捻木部落、会長藤崎昇氏を中心とした「捻木老人クラブ」では、同地区内のバス停（若常・沼田・捻木）に金網四個を、それぞれ分散して寄付されました。一日も欠かすことのできない「ごみ」の問題に協力の意を注いでくれたものです。

滝崎 富美

白井 可弥子

笹目 久子

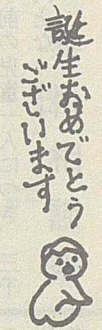
奥田 尚子

青木 梅子

松本 千枝子

伴 英彦

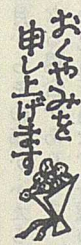
高野 せいぎ



出生と死亡

（11月）

小野口	晃雅	代隆	和子	芳正	耿二	秀一	孝義	喜美	克子	辰夫	正治	とし江	新衛	真一	秀一	啓夫	一通	俊彦	保護者	
長女	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長男	長女	長女	続柄
加茂	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	若海	部落



皆藤	鈴木	久保	幡保	滝谷	氏恒	名康	七	年	上	部
政嗣	弥平	つる	しる	恒康	七	七	七	七	上	部
羽生	荒宿	内宿	沖洲	上宿	七	七	七	七	上	部

あ と が き

○ 第二十回全国青年の主張を聞くとき、全国各地からの代表者は、自分達の実践している中からの主張が多く感動させられます。今年成人となつたみなさん一歩外に出ればあなたはもう大人です。成人としての自覚を持って下さい。